6 ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること（既存の施設に係る事務及び小布施町を除く）

経　緯

ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理の経緯は図表６－１のとおりです。

図表６－１　ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関する経緯

年　月	内　容
平成９年１月 〜 平成 12 年３月	長野地域のごみ処理広域化は、旧厚生省の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成９年１月）及び「ごみ処理の広域化計画について」（平成９年５月）に基づき、平成 11 年３月に長野県が「長野県ごみ処理広域化計画」を策定した。これを受け、平成 12 年３月に「長野地域ごみ処理広域化基本計画」を策定した。
平成 14 年３月	「長野地域ごみ処理広域化基本計画」の見直しを行った。
平成 15 年 12 月	焼却施設を長野市内（Ａ焼却施設）及び更埴ブロック内（Ｂ焼却施設）に、最終処分場を須高ブロック内に建設することを決定した。
平成 17 年 11 月	Ａ焼却施設の建設候補地が長野市大豆島地区と選定される。
平成 18 年３月	「長野地域ごみ処理広域化基本計画（平成 14 年３月版）」の見直しを行い、「ごみ処理広域化基本計画（平成 18 年３月版）」を策定した。
平成 21 年１月	「長野地域循環型社会形成推進地域計画」を策定した。
平成 21 年８月	Ｂ焼却施設の建設候補地が千曲市屋代地区と選定される。 最終処分場の建設候補地が須坂市仁礼地区と選定される。
平成 22 年３月	「長野広域連合ごみ処理施設整備計画等専門委員会」を設置した。
平成 23 年２月	「ごみ処理広域化基本計画（平成 18 年３月版）」を改定した。
平成 24 年３月	「Ａ焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。
平成 25 年１月	大豆島地区住民自治協議会からＡ焼却施設建設について基本同意を得る。
平成 25 年３月	「ごみ処理広域化基本計画（平成 23 年２月版）」を一部修正した。
平成 25 年３月	大豆島地区住民自治協議会、長野市、長野広域連合の３者にてＡ焼却施設建設に関する協定を締結した。
平成 26 年１月	「長野広域連合ごみ処理施設建設事業者等選定委員会」を設置した。
平成 26 年 12 月	「長野地域循環型社会形成推進地域計画（第２期）」を策定した。
平成 27 年３月	「ごみ処理広域化基本計画（平成 23 年２月版）」を改定した。
平成 27 年４月	「Ｂ焼却施設建設事業に係る環境影響評価書」を県が公告した。
平成 27 年７月	Ａ焼却施設について、工事請負契約及び運営業務委託契約を締結した。
平成 27 年 10 月	須坂市仁礼町区から最終処分場建設について基本同意を得る。
平成 27 年 12 月	須坂市仁礼町区、須坂市、長野広域連合の３者にて最終処分場建設に関する基本協定を締結した。
平成 28 年３月	屋代第五区及び屋代中島ごみ焼却施設対策委員会からＢ焼却施設建設について基本同意を得る。
平成 28 年５月	Ａ焼却施設の建設工事に着手した。
平成 29 年３月	屋代第六区及び屋代第六区街つくり運営委員会からＢ焼却施設建設について基本同意を得る。 屋代第五区、屋代第六区、千曲市、長野広域連合の４者にてＢ焼却施設建設に関する基本協定を締結した。
平成 30 年２月	最終処分場建設事業に係る生活環境影響調査書を公告した。

年　月	内　容
平成 30 年５月	最終処分場建設工事（本体工事）及び最終処分場浸出水処理施設建設工事の請負契約を締結した。
平成 30 年７月	Ａ焼却施設の正式名称を「ながの環境エネルギーセンター」に決定した。 最終処分場の建設工事に着手した。
平成 30 年８月	Ｂ焼却施設について、工事請負契約及び運営業務委託契約を締結した。
平成 31 年２月	Ａ焼却施設「ながの環境エネルギーセンター」が竣工した。
平成 31 年３月	ながの環境エネルギーセンターの本稼働を開始した。
令和元年５月	Ｂ焼却施設の建設工事に着手した。
令和２年９月	最終処分場建設工事（本体工事）が竣工した。
令和２年 11 月	最終処分場の愛称名を「エコパーク須坂」に決定した。
令和３年２月	最終処分場浸出水処理施設建設工事が竣工した。 エコパーク須坂の埋立業務を開始した。
令和３年３月	「ごみ処理広域化基本計画（平成 27 年３月版）」を改定した。
令和３年 11 月	Ｂ焼却施設の正式名称を「ちくま環境エネルギーセンター」に決定した。
令和４年１月	「長野地域循環型社会形成推進地域計画（第３期）」を策定した。
令和４年５月	Ｂ焼却施設「ちくま環境エネルギーセンター」が竣工した。
令和４年６月	ちくま環境エネルギーセンターの本稼働を開始した。
令和５年３月	次期一般廃棄物最終処分場建設候補地を２か所選定した（長野市中条日高入日、飯綱町地蔵久保）。
令和８年２月	次期一般廃棄物最終処分場建設の最終候補地を令和９年２月の理事会までに決定する。

現状と課題

1　ごみ排出量の推移

ごみ処理の有料化が平成 18 年から平成 28 年までの間に７市町村で行われたことなどにより、ごみ排出量は大きく減少し、以降減少傾向が続いています。ここ５年間は、集団回収（資源）及び資源ごみの排出量は減少しています。可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの排出量は横ばいで推移していましたが、令和５年度以降は減少しています（図表６－２参照）。

図表６－２　ごみ排出量の推移

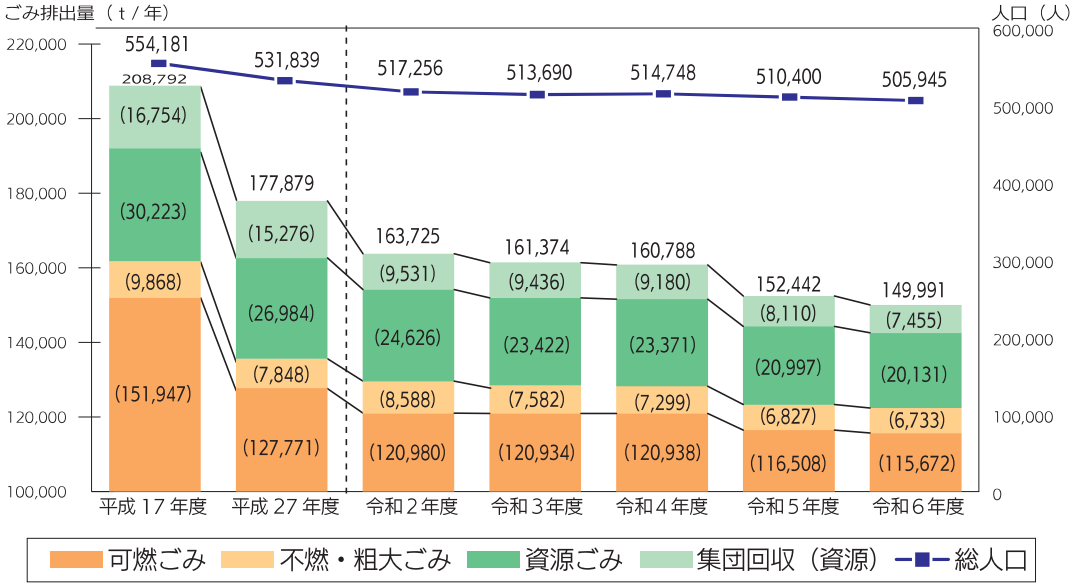

注）総人口は、長野県発表の毎月人口異動調査に基づく10月1日現在の人口

2　ごみ焼却施設

(1) ながの環境エネルギーセンターの管理及び運営

ながの環境エネルギーセンターをＤＢＯ方式(*1)により整備し、長野市清掃センター、須坂市清掃センター及び北部衛生クリーンセンター（信濃町）で行っていた可燃ごみの処理を統合しました。

ながの環境エネルギーセンターでは、発生した副生成物（溶融スラグ、焼却主灰及び焼却飛灰等）の 70%以上を有効利用又は民間施設において資源化し、最終処分量の削減を図っています。

ごみ焼却により発電した電力は、施設内で利用しているほか、長野市とカナデビア㈱が共同出資した電力会社「ながのスマートパワー」に売却しています。その一部は「電力の地産地消モデル事業」として長野市立の小・中学校・高校及び長野市の一部施設に供給されています。

(2) ちくま環境エネルギーセンターの管理及び運営

ちくま環境エネルギーセンターをＤＢＯ方式(*1)により整備し、葛尾組合焼却施設（坂城町）で行っていた可燃ごみの処理を引き継ぎました。

ちくま環境エネルギーセンターでは、発生した副生成物（溶融スラグ、焼却主灰及び焼却飛灰等）の 50%以上を有効利用又は民間施設において資源化し、最終処分量の削減を図っています。

ごみ焼却により発電した電力は、施設内で利用しているほか、隣接する千曲市余熱利用施設や、小売電気事業者などに売却しています。

＊１　ＤＢＯ方式：民間事業者が施設の設計（Design）建設（Build）及び運営（Operate）を一括して行う方式

図表６－３ 長野地域のごみ焼却施設

設置主体	施設名称	施設型式	稼働年月	施設規模（ｔ／日）	処理区域
長野広域連合	ながの環境エネルギーセンター	全連続式　ストーカ炉＋灰溶融（電気）	平成 31 年３月	焼却炉 405（135 ｔ×３炉） 灰溶融炉 22（22 ｔ×２炉）	長野市、須坂市、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
長野広域連合	ちくま環境エネルギーセンター	全連続式　ストーカ炉＋灰溶融（都市ガス）	令和４年６月	焼却炉 100（50 ｔ×２炉） 灰溶融炉 10（10 ｔ×１炉）	長野市の一部、千曲市、坂城町

3　最終処分場

長野地域における一般廃棄物最終処分場（愛称名：エコパーク須坂）を須坂市に整備し、ながの及びちくま両環境エネルギーセンターから排出する溶融スラグの一部、飛灰処理物、溶融不適物を埋立処分しています。ごみ焼却量の減少、溶融スラグの需要の増加等により、埋立量は当初計画の半分程度のペース（令和６年度末 14.0%）で推移しています。

図表６－４　長野地域の最終処分場

設置主体	施設名称	形態	埋立開始年月	埋立面積（ha）	埋立容量（㎥）
長野広域連合	長野広域連合一般廃棄物最終処分場（愛称名：エコパーク須坂）	管理型	令和３年２月	1.67	85,000

図表６－５　エコパーク須坂埋立量　（単位：ｔ）

		R２	R３	R４	R５	R６
埋立量	想　定	524	3,118	4,469	4,704	4,672
	実　績	613	2,668	2,573	2,141	2,113

今後の方針及び施策

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会(*2)の構築を図るため、廃棄物の４Ｒ〔Reduce（リデュース）（排出抑制）・Reuse（リユース）（再利用）・Recycle（リサイクル）（再生利用）・Refuse（リフューズ）（ごみになるものを買わない）〕を総合的に推進します。

1　ごみ処理施設の整備

○　ごみ処理広域化基本計画に基づき、【計画期間中の目標】のとおり整備します。

2　ごみ処理施設の管理及び運営

○　ごみ処理施設の運営に当たっては、安全で安定した運転管理を継続するため、施設の運転・稼働状況を常にモニタリングするとともに、施設の安全性について地域住民の理解と信頼を確保するため、排ガス・処理水等の定期的な測定・分析結果等について適切な媒体を通じ情報公開を行います。

○　ながの及びちくま両環境エネルギーセンターでのごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用した、高効率発電及び余熱利用施設への熱供給により地域の低炭素化を促進します。

3　ごみ減量化の推進と災害廃棄物の処理

○　循環型社会の形成に向け、ごみ減量化の広域的な啓発活動（施設見学等）や関係市町村相互の協力・連携を促進するとともに、市町村の実情にあった取組を支援します。

○　災害によって発生した廃棄物の処理については、ごみ焼却施設を設置している近隣自治体及び他の広域連合との連携や相互協力を進めます。

＊２　循環型社会：循環型社会形成推進基本法より抜粋
製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

【計画期間中の目標】

次期最終処分場建設に向けた環境影響調査等を令和９年度から順次実施し、令和 18 年度の稼働を目指します。

図表６－６　今後の方針等と SDGs で目指すゴールとの関連

SDGsで目指すゴール	関連ターゲット
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	・再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大 ・エネルギー効率の改善率を倍増
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する	・大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減
持続可能な生産消費形態を確保する	・環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減 ・廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	・気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	・有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展 ・情報への公共アクセスを確保
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化 ・さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進